2　いずれの締約国政府も、他方の国（以下「派遣国」という。）に居住する当該派遣国の国民に対し、当該派遣国の国民が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、当該締約国政府が適当と認めるときは、ワーキング・ホリデー査証を無償で発給する。

(1)　主として休暇を過ごすために他方の国（以下「受入国」という。）に入国する意図を有すること。

(2)　ワーキング・ホリデー査証申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(3)　被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が当該締約国政府から発給されたワーキング・ホリデー査証その他の査証を所持する場合を除く。）。

(4)　有効な旅券及び帰国のための切符又はそのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。

(5)　受入国における滞在の当初の期間に生計を維持するための相当な資金を所持すること。

(6)　滞在終了時に受入国を出国する意図を有し、かつ、滞在する間に在留資格を変更しないこと。

(7)　以前にワーキング・ホリデー査証の発給を当該締約国政府から受けていないこと。

(8)　健康であることが医療診断書により確認されること。

(9)　犯罪経歴を有しないことを申告すること。

(10)　受入国に滞在する間に、受入国において効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

3　いずれの締約国政府も、派遣国の国民に対し、派遣国にある受入国の大使館又は領事館において、ワーキング・ホリデー査証を申請することを許可する。申請者は、必要な場合には、資格を決定するために受入国の大使館又は領事館の代表者による面接を受ける。

4　いずれの締約国政府も、有効なワーキング・ホリデー査証を所持する派遣国の国民に対し、入国の日から一年までの期間滞在を許可し、かつ、旅行資金を補うために必要な限りにおいて、受入国において効力を有する法令に従って就労することを認める。

5　(1)　いずれの締約国政府も、派遣国の国民に発給するワーキング・ホリデー査証の数を毎年決定し、他方締約国政府に対し、この数を外交上の経路を通じて通報する。

(2)　いずれの締約国政府も、他方の締約国政府に対し、2(5)に規定する資金の最低額を通報する。

6　ワーキング・ホリデー査証により受入国に入国する派遣国の国民は、受入国に滞在する間、受入国において効力を有する法令に従う。

7　この協定の規定は、それぞれの国において効力を有する法令に従って実施される。

8　(1)　いずれの締約国政府も、他方の締約国政府に対し、この協定の効力発生のために必要な国内手続の完了を書面により通報する。この協定は、双方の通報が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

(2)　この協定の解釈に関するいかなる紛争も、両締約国政府により外交上の経路を通じて解決される。

(3)　この協定の改正については、いつでも両締約国政府間で交渉することができる。いかなる改正も、書面により行われる。

(4)　いずれの締約国政府も、前記の規定の全部又は一部の実施を公の政策上の理由により一時的に停止することができる。このような停止は、外交上の経路を通じて他方の締約国政府に直ちに通告される。

(5)　いずれの締約国政府も、三箇月前までに他方の締約国政府に対して外交上の経路を通じて書面により通告することにより、この協定を終了させることができる。

(6)　この協定の終了又はこの協定のいかなる規定の実施の停止の後においても、両締約国政府により外交上の経路を通じて別段決定される場合を除くほか、両締約国政府は、その終了又は停止の日において、有効なワーキング・ホリデー査証が発給された、又は4の規定に従い受入国における滞在が認められた派遣国の国民の入国又は滞在の希望について好意的な考慮を払う。

○厚生労働省告示第二百二十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十七年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

平成二十九年六月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「

国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助金	
国立研究開発法人国立がん研究センター設備整備費補助金	
国立研究開発法人国立循環器病研究センター設備整備費補助金	
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター設備整備費補助金	
国立研究開発法人国立国際医療研究センター設備整備費補助金	
国立研究開発法人国立成育医療研究センター設備整備費補助金	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター設備整備費補助金	

」に、「

子育て支援交付金

」を「

外国人技能実習機構交付金

」に改める。

○農林水産省告示第九百七十六号

平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号（平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年六月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

表第二項中第百二十二号を第百二十三号とし、第百十九号から第百二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第百十八号の次に次の一号を加える。

百十九	KOYU & UNITEK CO.,Ltdの登録番号第五四〇二三六八一五一号の施設（Loteco Industrial Park, Bien Hoa City, Dong Nai, Vietnam所在）

○農林水産省告示第九百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月二十二日

農林水産大臣　山本　有二